

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本会は、オホーツク地方において、キャリア形成や起業を目指す女性たちのネットワーク化を実現し、共に学び、時に励まし、互いが成長を続けることで、自らの経験や仕事を通じて情熱と愛を持って地域に貢献しながら活力と創造を生み出していくことを目的とする。

### (名称・所在地)

第2条 本会は、オホーツクキャリアデザインネットワーク（略称OCDN）と称し、事務局を北見市に置く。

### (活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) オホーツク管内で活動する女性にスポットを当てるイベント等の企画・実施
- (2) 地域活性化のための事業サポート活動
- (3) 会員相互のネットワーキングの推進・交流・学習活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (入会の資格)

第4条 本会に次の会員を置く。

- (1) 会 員 オホーツク在住の女性。ただし、当会員2名以上の推薦を受けた者とする。
- (2) 企業会員 本ネットワークの主旨に賛同する企業
- (3) 会員は当会において特定の政治運動や宗教活動を行うことはできない。

(会費および入会金)

第5条 会費および入会金は下記のとおりとする。

(1) 本会員 入会に際し、下記に定める会費および入会金を納入するものとする。

ア 本会員は、入会金5,000円(初年度のみ)、年会費12,000円を一括納入するものとする。

イ 途中入会の場合には、入会月から当該年度末までの1,000円×残月数を一括納入するものとする。

ウ 途中退会の場合でも、納入された会費などは返金しないものとする。

(2) 企業会員 本会員と同様とする。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、会長に申し出なければならない。

2 会員が本会から退会した場合は、既納の会費その他、本会の資産に対して請求することができない。

3 一度退会した者が再度入会しようとするときは、改めて入会金を納入しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

会計 1名

運営委員 若干名

監事 2名

2 総会において、会員の中から選出する。

- 3 任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠選任された場合は、前任者の残留期間までとする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。各々の部会を統轄して、各部会の連絡調整を図る。
- 3 事務局長は会務全般の事務処理を総括する。
- 4 会計は本会の資産を管理する。
- 5 運営委員は本会の会務を分掌する。
- 6 監事は本会の事業並びに会計を監査する。

(役員選考委員会の設置)

第9条 前述の規定を円滑に行うために、役員選考委員会を置く。

- 2 委員構成は役員とする。
- 3 選考委員長は選考委員の互選によって選任される。
- 4 当該年度の2月末日迄に次年度役員を選考し、総会に推薦する。

(直前会長および顧問)

第10条 本ネットワークに直前会長および顧問を置くことができる。

- 2 直前会長は、前年度の会長が任にあたり、会長の相談に応じ、必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会員はじめ当会の目的達成のために必要に応じた経済人・学識経験者等とし、知識・経験を生かして業務遂行について参考意見を述べるができる。
- 4 役員会で推薦し、総会で承認を得る。
- 5 必要に応じ諸会議に出席し、意見を述べるができる。
- 6 任期は役員の任期に準ずる。
- 7 顧問は、無報酬とする。

## 第4章 会 議

### (総 会)

第 11 条 本会は、年 1 回の総会及び必要に応じて臨時総会を会長が召集して開催し、次の事項について審議する。

- (1) 規約改正
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画決定
- (4) 事業報告承認
- (5) 予算・決算承認
- (6) 会費変更
- (7) 本会の解散および財産処分
- (8) その他必要事項

2 定時総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めた時に開催できる。

4 議長は会長がその任にあたる。

5 総会は、会員の過半数の出席を必要とする。

6 議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。ただし、(7)は第 15 条の規定に則って決定する。賛否同数のときは議長が決定する。

### (役員会)

第 12 条 役員会は会長が必要に応じて開催し、下記の事項を決議し、会の運営について協議する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

2 会長、副会長、事務局長、会計、運営委員で構成する。

3 監事、直前会長、顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 議長は会長がその任にあたる。

- 5 議事は、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数のときは議長が決定する。
- 6 総会の議決を要する事項以外の会務について決議する。
- 7 役員会開催が不可能な急を要する議題または簡易な事項に関しては、会長、副会長、事務局長で審議決定し処理することができる。ただし、必ず役員会で事後承認を得る。

#### (例会および部会)

第 13 条 本会の目的達成のための事業として、例会を開催する。

- 2 例会内容は、部会で提案し役員会で決定する。
- 3 例会の議長は会長がその任にあたる。
- 4 例会で、役員会の決議事項を伝達、承認を得る。
- 5 部会は本会の目的達成に必要な活動を実施するため、総会の決議により部会を設置する。
- 6 部会リーダー・サブリーダーは各 1 名ずつ、役員である運営委員よりその任に当たる。議長は部会リーダーがその任に当たる。
- 7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数のときは議長が決定する。

#### (会計年度)

第 14 条 本会の事業年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

本会の経費は会費、補助金、助成金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

#### (解 散)

第 15 条 本会は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ解散することができない。

#### 【附 則】

この会則は、平成27年4月18日より施行する。

- 平成31年 会員資格改正
- 令和3年 再入会規則改正